

## LOGOSWARE GigaCast 従量課金 利用規約

本利用規約は、ログスウェア株式会社（以下、当社という）が提供する、オンラインライブセミナー配信システム「LOGOSWARE GigaCast 従量課金制」をお客様が使用する際の条件を記した規約書です。

お客様が本ソフトウェアをインストールし、使用する場合は、本利用規約のすべての条件について同意したものとみなします。

### 第1条（定義）

本利用規約において「本ソフトウェア」とは、オンラインライブセミナー配信システム「LOGOSWARE GigaCast 従量課金制」のことを指します。

### 第2条（目的）

本利用規約の目的は、当社がお客様に対し、本利用規約に記載された条件の下、本ソフトウェアの使用許諾を行う事によって、お客様が本ソフトウェアを使用したオンラインライブセミナーを開催、実施できるようにすることです。

### 第3条（使用許諾）

1. 当社は、お客様に対し、本規約に定める条件の下でお客様が本ソフトウェアを使用することのできる、非独占的使用権を許諾します。
2. お客様は本ソフトウェアを、論理的に一つのインスタンスのみで稼働させることができます。

### 第4条（利用制限）

1. お客様は、利用目的が次に該当する場合にのみ、本ソフトウェアを利用することが出来ます。
  - (1) お客様自身が、本ソフトウェアを利用して配信されるセミナーの主催者であること
2. お客様が、次の各号のいずれかに該当する利用目的のために本ソフトウェアを利用することは禁じられます。
  - (1) 本ソフトウェアが提供するシステムの管理権限の使用権を第三者に許諾すること
  - (2) 第三者が主催者となるセミナーのために、本ソフトウェアを利用すること
  - (3) 有料、無料に関わらず、本ソフトウェアを利用してセミナーを配信できるサービスを、お客様以外の配信者に提供すること
3. 前各項に関わらず、当社とお客様間で、別途取り決めをした場合は、その取り決めに従うものとします。

### 第5条（使用許諾の期間）

本ソフトウェアの使用許諾の期間は「商品ライセンス情報」に記載されている通りとします。また、途中での解約は出来ないものとします。

### 第6条（使用価格）

本ソフトウェアの料金、支払方法および期日等は、当社または販売代理店が別途定める内容に従うものとします。

### 第7条（バージョンアップサービス）

バージョンアップサービスの有効期間は、「商品ライセンス情報」に記載されている通りとします。また、バージョンアップサービスの内容、条件に関しては、「ソフトウェア製品 バージョンアップ サービス約款」に記載される通りとします。

### 第8条（損害賠償の範囲）

当社は、お客様が本ソフトウェアのオプションサービスである当社提供による「配信資料変換サーバー」を利用し、その「配信資料変換サーバー」の停止等によりサービスが提供できないことが直接の原因となりお客様に現実には損害が発生した場合に限り、「配信資料変換サーバー」の1ヶ月の利用料金を限度として、賠償責任を負うものとします。

### 第9条（免責）

1. 当社は、本ソフトウェア及び本ソフトウェアに含まれる機能が、お客様の特定の目的に適合しているかどうか、お客様が期待する成果を得るための選択であるかどうかという保証をしないものとします。
2. 当社は、お客様による本ソフトウェアの利用により生じた全ての生成物及び本ソフトウェアを利用した第三者への

サービス提供の結果について、一切の責任及び義務から免れるものとし、補償及び賠償を行わないものとします。

3. 当社は、サーバ上に生成されたIDやパスワード、アップロードされたデータの盗難、消失について、その責任を負わないものとします。
4. お客様が本利用規約に記載される内容に違反した場合には、当社は本ソフトウェアに関する一切の保証、責任および義務から免れるものとします。
5. 当社がホームページ上で明示した動作環境以外での本ソフトウェアの動作について、当社はその動作保証をしないものとします。
6. パソコン、ルータ、インターネット接続環境等、コンピュータ・ハードウェアやインターネット接続機器に起因する通信の不具合については、当社はその責任を負わないものとします。
7. パソコン上のOS、FlashPlayer、ブラウザ等の基本ソフトウェアに起因する動作の不具合については、当社はその責任を負わないものとします。
8. 将来リリースされたハードウェアやソフトウェアとの組み合わせにおける本ソフトウェアの動作について、当社はその保障をしないものとします。

### 第10条（反社会的勢力の排除）

1. 当社は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
2. 当社は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明します。当社は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - (1) 反社会的勢力に該当すると認められるとき
  - (2) 経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき
  - (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
  - (5) 役員もしくは経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - (6) 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力および風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき
3. 当社が本条第1項の表明及び確約に違反した場合、お客様は何らの催告をすることなく契約を解約する事ができ、それにより当社に損害が生じてこれを賠償する事はありません。

### 第11条（知的財産権）

本ソフトウェア及び本ソフトウェアにかかる知的財産権の一切は、当社に帰属するものとし、お客様は本利用規約に定める範囲における使用権以外には、何ら権利を取得しないものとします。

### 第12条（禁止事項）

お客様は、使用権が許諾された本利用規約の有効期間中であっても、以下のことを行うことは禁止されます。

1. 本ソフトウェアを本利用規約の目的のため以外に使用すること。
2. 本ソフトウェアを修正、改作、翻訳、リバースエンジニア、デコンパイル、ディスアセンブルすること、またその他の方法でソースコードの解明を試みること。
3. 本ソフトウェアの派生製品を開発すること。
4. 本利用規約で定められた本ソフトウェア使用権を販売、レンタル、リース、譲渡等すること。

### 第13条（許諾解除）

当社は、お客様が次の各号の一に該当したときは何らの通知催告を要せず直ちに使用許諾を解除することができるものとし、本利用規約が有効期間内に解除された場合であっても当社はお客様に対する返金等の責務を負わないものとします。

1. 本利用規約の条項に違反し、相当の期間を定めて是正を催告したにも拘わらず当該期間内には是正を行わないとき。

**LOGOSWARE GigaCast 従量課金 利用規約**

2. 自ら振り出し、または裏書した手形又は小切手が一通でも不渡となったとき。
3. 租税公課の滞納処分を受けたとき。
4. 自らの債務不履行により、差押、仮差押、仮処分等、強制執行を受けたとき。
5. 破産、民事再生または会社更生の申し立てがなされたとき。
6. 解散、合併または営業の全部または重要な一部の譲渡を決議したとき。
7. 監督官庁から営業取消、営業停止等の処分を受けたとき。
8. 財産状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の理由があるとき。

**第 14 条 (販売の終了)**

1. 当社は、本ソフトウェアの販売を終了することがあります。
2. 当社が本ソフトウェアの販売を終了した場合でも、「商品ライセンス情報」に記載された内容のサービスは継続されま

**第 15 条 (日本国外での利用)**

1. お客様は、本ソフトウェアについて日本国外へ輸出または国外で利用する場合、適用される日本及びその他の国の輸出管理に関する法令を遵守することに同意するものとします。
2. お客様が本ソフトウェアを日本国外へ輸出または国外で利用する場合、当該行為から生じる一切の責任はお客様が負うものとします。
3. お客様が本ソフトウェアを日本国外へ輸出または国外で利用した事により当社が損害を被った場合、お客様はその損害の全額を賠償するものとします。

**第 16 条 (機密保持)**

当社およびお客様は、本利用規約に関連して知り得た相手方の営業上、技術上、その他一切の秘密を本サービスの業務以外の目的に利用してはならず、また、本利用規約の有効期間はもちろ

**第 17 条 (準拠法等)**

本利用規約は日本国の法令に準拠し、これに基づいて解釈され、本利用規約に関する全ての紛争についての第一審の専属的合意管轄裁判所は東京地方裁判所とします。

**第 18 条 (協議)**

本利用規約に定めのない事項および疑義が生じた事項については、双方協議のうえ決定するものとします。

以 上

LOGOSWARE GigaCast 従量課金 利用規約改版履歴

2012年11月16日 (-01)  
初版

2016年11月18日 (-02)  
規約名称及び配信セミナーシステム名称を修正

2016年12月2日 (-03)  
・規約名を「LOGOSWARE GigaCast インストール版」に変更  
・インストール版のライセンスの種類が一つだけ（旧 Lite）になったので（ライセンスの種類）の条文を削除  
・（利用制限）から旧 Standarad 版に関する記述を削除

2017年1月19日 (-04)  
・規約名を「LOGOSWARE GigaCast 従量課金」に変更  
・文言変更 「保守サービス」→「バージョンアップサービス」へ名称変更

2018年5月28日 (-05)  
・第10条（反社会的勢力の排除） 追加

2020年2月7日 (-06)  
・第10条（反社会的勢力の排除） : 3項追記

2020年7月20日 (-07)  
・第10条（反社会的勢力の排除） : 2項文言追記  
・第16条（機密保持） : 文言修正